

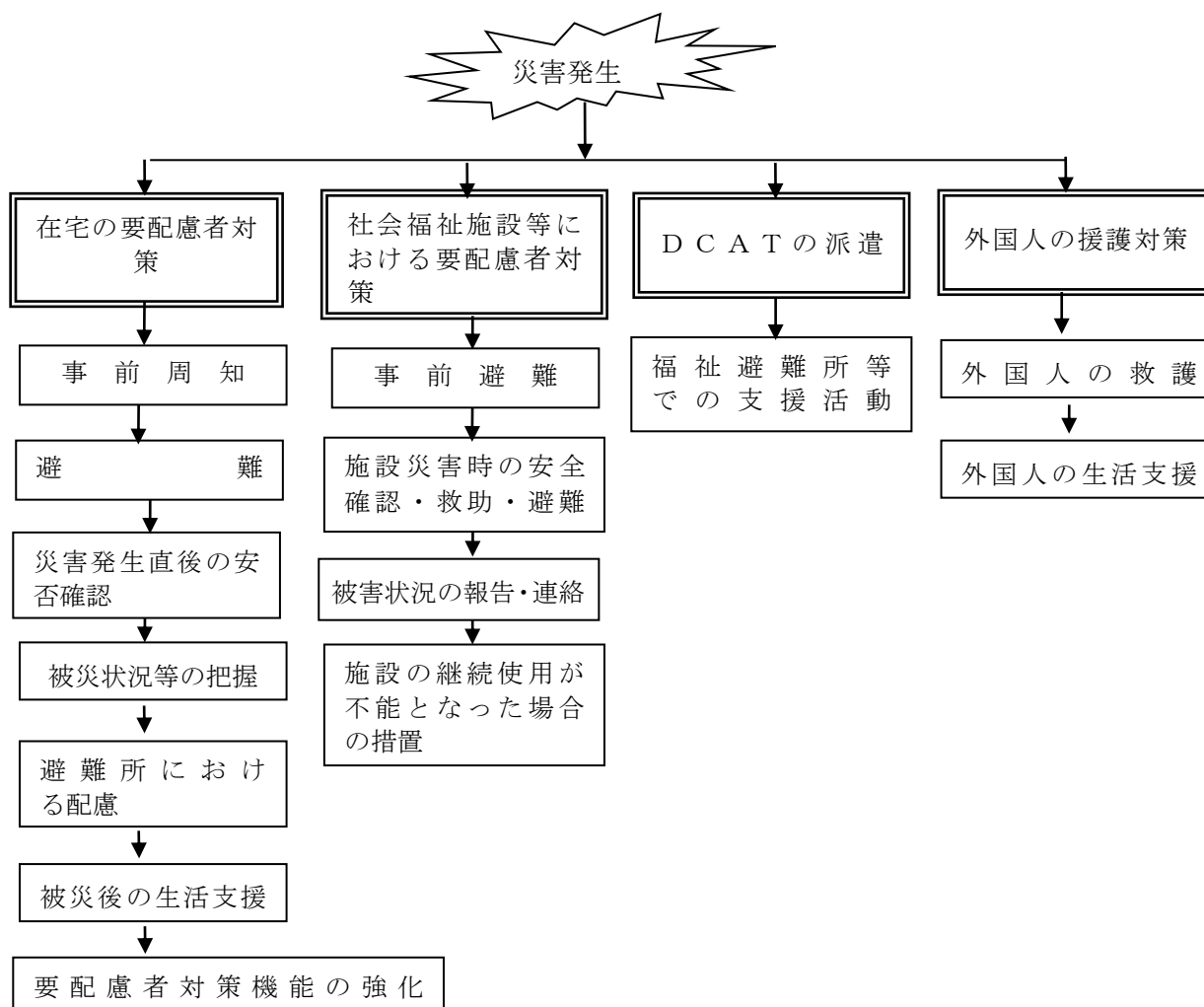
## 第 15 章 要配慮者の応急計画

### 1 計画の概要

震災対策編 第3編第15章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える。

### 2 要配慮者の応急対策計画フロー



### 3 在宅の要配慮者対策

#### (1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、避難準備情報・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

#### (2) 避難誘導等

町は、避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、近隣住民、自主防災組織（町内会）等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

#### (3) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織（町内会）、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

#### (4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ① 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具(品)の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

#### (5) 避難所における配慮

町は、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、福祉施設職員等の応援体制を構築し、必要と判断した場合、福祉避難所を設置し、避難所では生活が困難な要配慮者を避難させる。

#### (6) 被災後の生活支援

##### ① 社会福祉施設等への緊急入所

町は県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、近隣県又は国に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

##### ② 相談体制の整備

町は県と連携し、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

##### ③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

#### (7) 要配慮者対策機能の強化

県は、災害により必要と認められる場合、町内の福祉施設等へ人的支援を行い、在宅の要配慮者の状況に応じて、迅速かつきめ細かな対応を図る。

## 4 社会福祉施設等における要配慮者対策

### (1) 事前避難

- ① 施設長は、市町村等から避難勧告等が発令された場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。
- ② 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて鶴岡市消防本部等へ救助を要請する。
- ③ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導等を行う。
- ④ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織（町内会）等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被害状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町又は県を通して他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引き取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

## 5 DCAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、高齢者施設の職員をチームで避難所、福祉避難所等へ派遣する。

派遣されたチームは、避難所、福祉避難所等において、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

## 6 外国人の援護対策

震災対策編 第3編第15章「6 外国人の援護対策」に同じ。